

令和7年度

府中三中での生活で大切にしたいこと

学校生活のきまり

※ 赤字の部分は今年度から新しくなっているところです。

### 家庭保管用

#### ☆学校生活を支える5本の柱

学校生活は、「授業を大切にすること」を1本の大きな柱とし、それを4本の生活の柱で支えることによって成り立っています。その生活の柱とは「身だしなみをきちんとする」「そうじをしっかりとやる」「あいさつをする」「時間にけじめをつける」。4本の柱のうちたとえ1本でもなくなってしまうと学校生活はとても不安定になり、学校生活の中心である授業（学習）の柱が崩れてしまうのです。それぞれの頭文字をとって『み・そ・あ・じ』ということです。



この『み・そ・あ・じ』を意識することで、生徒の皆さんに安全で充実した学校生活を送ってもらい、さまざまな場面で成長したり、活躍したりしてもらうために、三中には、この冊子にあるような「学校生活のきまり」があります。

また、学校生活では、自分の行動について様々な「判断」が必要になります。この冊子に記載されていないことでも、常識的に「行うべきこと」や「やってはならないこと」が当然あります。「学校生活のきまり」を守るのは当然ですが、「『学校生活のきまり』だけを守ればいい」というような考えではなく、自分の言動について、中学生として、三中生として何が正しいのかをしっかりと考えて生活していきましょう。

年 組 番 氏名

## 1 礼儀 … 『元気にあいさつをする』 “明るい気持ち” と “明るいあいさつ”

### ① 礼儀・感謝の気持ち

- 元気よく、きちんとあいさつをします。
  - ・登下校時 … 友人、先輩、後輩・見守ってくださる地域の方・門や昇降口にいる先生 など
  - ・校舎内 … 授業の始まり、終わり・休み時間中にはすれ違う先生や来校者 など
- 自分のために先生や友達が何かをしてくれたら、感謝の気持ちを言葉で表します。
- 正しい「気をつけ」の姿勢から礼(1・2・3秒)をします。
- 「語先後礼」を実践します。

### ② 言葉遣い

- 正しい言葉遣いをします。先生や保護者に対しては丁寧な言葉を遣って話し、TPO（時・場所・場合）を考えて敬語を使います。
- 友達に対しても相手を傷つけるような乱暴な言葉は使わないようにします。

### ③ 職員室入退室時のマナー

- カバンや荷物は廊下に置き、コートやマフラー、手袋などの防寒着は脱ぎます
- ノックをし、あいさつをして入退室します。
  - ※ 1・2年生の先生に用事がある時は、前(校長室側)のドアから入る。
  - ※ 3年生の先生に用事のある時には、後ろ(昇降口側)のドアから入る。
- 職員室に入ったところで用件を話します。
  - ・「〇年◇組の□□です。△△先生お願いします。」
  - ・「おはようございます。〇年◇組学級委員の□□です。学級日誌を取りに来ました。」

## 2 生活時間 『時間にけじめをつける』 “ゆとりをもった行動” と “チャイム前着席”

※ チャイム前着席とは、着席してチャイムを聞く状態のことを言います。

チャイムが鳴る直前に着席するのではなく、ゆとりをもって着席し、チャイムと同時に授業開始の号令をかけられるようにしましょう。

### ① 登校時間

- 8:20までに、荷物の整理を終えて、教室の座席に着席できるように、余裕をもって登校します。
  - ※ 8:15 ~ 8:20 は、緊急の場合を除いては職員室へは入れません。ホワイトボードの連絡事項の記入や担任の先生との連絡などは、8:15までに済ませます。

○ 朝読書 … 8:25 ~ 8:35 (8:20以降は、特別なことがない限り、読書を始める)

○ 朝学活 … 8:35 ~ 8:40

### ② 始業時間

- 8:25(本鈴)のチャイムが鳴った時に着席していなければ「遅刻」となります。

③ 全校朝礼・生徒会朝礼

- 8:15に教室前の廊下にクラスごとに整列して移動し、8:25に開始します。

④ 欠席・遅刻の連絡

- 欠席・遅刻等の学校への連絡は以下の方法でします。保護者から確実に連絡してもらってください。

A スマート連絡帳(8:15まで)

B 電話(8:15まで) ※ 8:15~8:20は職員の打ち合わせのため、電話はそれ以外の時間にしてください。

C 生徒手帳(友達などに届けてもらう)

- 8:20以降に登校(予鈴遅刻)した場合は、昇降口の最も職員室に近いドアから校舎に入ります。昇降口の他のドアは施錠してあります。

- 8:25以降に登校(遅刻)した場合は、必ず職員室で学年の先生(いない場合は、他学年または副校長先生)に連絡してから、先生と一緒に教室に行き、授業を受けます。

※ 朝礼の日 … 8:25に体育室にいないければ「遅刻」の扱いとなる。

- クラスの移動に間に合わなかったが、8:20までに登校した生徒は、荷物を教室に置き、体育館履きに履き替えて、各自で体育館に移動する。

- 8:20のチャイムの後に登校した生徒は、職員室に寄って登校したことを報告し、職員室に待機している教員とともに、荷物を持ったまま、体育室へ移動する。  
体育室では、上履きを脱いで手に持ち、体育館履きを履かない状態で行動する。

⑤ 1校時まで

- 8:35 ~ 8:40 朝学活

※ 原則として朝学活の時間は教室内で活動し、廊下には出ません。ただし、1校時が体育の場合は、担任の先生の指示で8:30以降に朝学活を始め、8:35以降には移動しても良いです。その際には、他のクラスの朝学活に迷惑をかけないように静かに移動しましょう。

⑥ 休み時間・チャイム前着席

- 休み時間は、次の授業の準備のための時間です。チャイムが鳴る前に授業の準備を終えて着席します。授業が始まってから準備を始めたり、ロッカーに荷物を取りに行ったりすることがないようにします。

- 一人一人が自覚をもって行動するとともに、学級委員や生活委員、班長、教科係が中心となってみんなで呼びかけます。

- 授業が早く終わってもチャイムが鳴るまでは廊下に出ません。先生の指示により授業中に教室を移動する場合や廊下等に出る場合は、私語をせず静かに行動します。  
また、チャイム後に廊下に出た時に、他のクラスがまだ学活や授業中であった場合は、覗いたり、廊下で騒いだりして活動の妨げになることがないように配慮してください。

⑦ 給食 12:35 ~ 13:05

※ 詳細は年度の初めに配布される「給食オリエンテーション」の用紙を参照してください。

⑧ 昼休み 13:05 ~ 13:25(予鈴)

- 学年の教室・廊下または校庭で安全に過ごします。
- 校庭で活動した場合は**13:20**には校舎内に入り、予鈴が鳴ったら速やかに授業の準備、または教室移動して、5校時の授業に遅れないようにします。
- 翌日の授業担当の先生との連絡は昼休みまでに済ませます。

⑨ 下校

- 一般下校は6校時時程15:45、5校時時程14:45とし、用事がない場合は速やかに下校します。清掃活動の邪魔になるので、校舎内で人を待ったりしません。
- 放課後にクラブ活動や生徒会・委員会活動などがある場合の最終下校時間は下記の時間とします。最終下校時間のチャイムが鳴った時には校門から外に出ています。

・夏期(3~10月)…18:30      ・冬期(11~2月)…17:45

- 先生方の研修会や職員連絡会などがある場合のクラブ活動等の放課後活動は、会議等が終わるまで指示のあった場所で、自習をして静かに待機します。
- 下校時は横に広がらずに歩き、寄り道せず速やかに帰宅します。帰宅後は標準服やジャージなど、学校の服装のまま自転車に乗ったり、遊びや買い物に出かけたりしません。

⑩ 再登校

- 再登校で設定された時間は、校門を通過する時間であって、準備や活動開始の時間ではありません。また、校門の前でたくさんの人が待つと近隣の方々にも迷惑をかけてしまうので、設定された時間ちょうどに校門に到着するようにしましょう。

### 3 環境の整備・美化 『そうじをしっかりとやる』 “きれいな環境”と“きれいな心”

① 清掃

- 班員みんながそろったら担当の先生に「掃除を始めます」と挨拶をしてから清掃を始め、班員全員で協力して取り組み、そろって反省会を行い、清掃を終わります。

② 教室・廊下の整備

- 机・椅子、机の中・ロッカー・棚の上は常に整頓しておきます。  
※ 原則として、下校時には机の中・横に何も置いたり、掛けたりしないようにします。置いて帰る荷物は、ロッカーで保管します。

- 机・椅子や掲示物など、物を大切にします。

③ トイレ・更衣室

- きれいに使いましょう。おしゃべりや遊びなどの目的で使用しません。
- 体育の更衣は指定された更衣室を使用します。クラブ活動の更衣は顧問の先生の指示に従います。トイレでは更衣をしません。

#### ④ 傘の管理

- 傘には記名するとともに、必ず持ち帰り、学校には置いておきません。
- 濡れていない傘は、原則として教室まで持っていきます。
- 傘立てに入れるときは傘のボタンをとめましょう。
- 突然の雨の場合は、職員室で傘を貸し出します。

#### ⑤ 公共物（ガラスなど）を破損してしまった時

- 速やかに事実を先生に報告します。その後、片付けなどの指示を聞き、きちんと処理してください。  
※ 故意の場合は弁償してもらうこともあります。
- 破損や落書きなどを発見した時は先生に連絡します。

## 4 服装・頭髪 『身なりをきちんとする』 “まじめな態度” と “意欲的な姿勢”

※『集団生活を送るのにふさわしい状態』であり、『学校行事や校外での活動、進路のための試験や面接』に対応できるような状態であることを心掛けます。

#### ① 標準服

- 本校には「衣替え」がありません。その時々々の気象状況に合わせて判断し、学校で認められている範囲で、気象状況に適した服装を選択してください。ただし、服装を指定された場合には、指定された服装を着用してください。
- 令和7年度から標準服が新しくなります。それに伴い、「これまでの標準服」、「新標準服」それぞれに正装と略装を定めました。正装の着用を求めるのは、以下の場合になります。それ以外は、正装または略装として認められた服装で学校生活を送ります。  
※正装の着用を求める場合 … 入学式や卒業式等儀式的行事、その他一部の行事
- 標準服は決められた通り正しく着用します。流行に影響されて、ズボンをずらしてはいたり、スカートを短くしたりしません。スカートの長さは膝が隠れる長さが標準です。  
※ 新標準服を購入する際は、膝下で採寸します。
- 授業等の日常生活ではワイシャツの袖をまくっても良いですが、式、朝礼、集会などの儀式的行事の時は袖をまくらず、袖のボタンも留めます。
- クラブ活動や未提出の書類・課題を提出するための再登校、学校に忘れ物をして休日に取りに来る場合等、平常の学校活動以外で登校する場合でも、私服で学校の敷地内に入ることはできません。登校する目的に合わせて、普段の学校生活で認められた服装で登校すること。
- 今年度から学年学級章は廃止になりました。これまでの校章も新たに購入することができません。これまでの校章を持っていない生徒は付けていなくても仕方ありませんが、これまでの校章を持っている生徒は、以下に出てくる場合には付けるようにしてください。

○ これまでの標準服について

《正装》

【A】

- ・ 詰めえり黒の学生服（標準服）に、上下揃いの黒長ズボンを着用する。学生服の下は白無地のワイシャツを必ず着用します。
- ・ ワイシャツの「台衿ボタン」（首元のボタン）は外してもかまいません。その下の第一ボタンからは必ず全てのボタンを留めます。
- ・ 学生服の襟には、校章（右えり）を付けます。
- ・ 朝礼や集会、行事、入学式、卒業式、始業式、終業式の時は、詰襟のホックをします。
- ・ 靴下は黒色で無地の、長ズボンの裾から肌が見えない丈の物とします。

【B】

- ・ 紺の上着に、ジャンパースカート、または、スラックスを着用します。紺の上着の下は、白無地のブラウスまたはワイシャツを着用します。
- ・ブラウスの第一ボタン、ワイシャツの台衿ボタンまできちんと留め、リボンを着用します。リボンは本校指定（学年色）のものを正しく付けます。
- ・ 校章は台布を用いて左胸に付けます。
- ・ スカートの時の靴下は、黒色で無地のハイソックス（ふくらはぎが隠れる丈）とします。膝上の物は履きません。スラックスの時には、【A】と同じ基準とします。
- ・ 入学式・卒業式では、黒タイツの着用は認めません。その他の儀式的行事等で正装の着用を求める際には、その都度、指定します。

《略装》

【A】

- ・ 学生服を着用する場合、正装と同じようにします。  
※ 靴下は以下の通り、詰襟のホックは外してもかまいません。
- ・ 学生服を着用しない場合は、白無地のワイシャツ（標準服）、または、学校指定のポロシャツに、黒の長ズボンを着用します。
- ・ 靴下は白・黒・紺・グレーで、無地のものを着用します。ラインや柄（ワンポイントも不可）のついている靴下は不可です。オーバーニーソックスやタイツの着用は可とします。くるぶしが隠れない丈の短い靴下は靴ずれ等の怪我防止の観点から禁止です。

【B】

- ・ 上着を着用する場合、靴下以外は正装と同じようにします。
- ・ 白無地のブラウスまたはワイシャツ（標準服）、もしくは学校指定のポロシャツに、ジャンパースカートまたは腰スカート、もしくは紺のスラックスを着用します。
- ・ ジャンパースカート着用時は本校指定のベルトを着用します。腰スカートのつりベルトも指定です。
- ・ 上着を着ない場合は、リボンは付けなくてもかまいません。
- ・ブラウスを着用する場合は、必ず第一ボタンまで留めます。ワイシャツを着用する場合は「台衿ボタン」は外してもかまいません。その下の第一ボタンからは必ず全てのボタンを留めます。
- ・ 靴下は【A】の略装と同じ基準とします。

## ○ 新標準服について

### 《正装》

- ・上衣は、白いワイシャツの上に、学校指定のブレザーを着用します。
- ・ブレザーには、左襟に尾錠バッチ・タイを付けます。
- ・襟元には、学校指定のネクタイまたはリボンのいずれかを選択して、着用します。
- ・下衣は、学校指定のスラックスまたはスカートのいずれかを選択して、着用します。スカートは前述の通り、直立した時に膝がしっかり隠れる長さが標準です。
- ・スカートの時の靴下は、黒色で無地のハイソックス（ふくらはぎが隠れる丈）とします。膝上の物は履きません。
- ・スラックスの時の靴下は、黒色で無地の、スラックスの裾から肌が見えない丈の物とします。
- ・気温等によっては、「正装」と指定された場合でも、ブレザーを着なくてよい場合もあります。分からない場合は確認してください。ブレザーを着なくて良い場合でも、他は同じです。
- ・入学式・卒業式では、黒タイツの着用は認めません。その他の儀式的行事等で正装の着用を求める際には、その都度、指定します。

### 《略装》

- ・ブレザーを着用しない場合は、ネクタイ・リボンは着用しなくてもかまいません。
- ・ワイシャツの代わりに、ポロシャツを着用してもかまいません。
- ・靴下は白・黒・紺・グレーで、無地のものを着用します。ラインや柄（ワンポイントも不可）のついている靴下は不可です。オーバーニーソックスやタイツの着用は可とします。くるぶしが隠れない丈の短い靴下は靴ずれ等の怪我防止の観点から禁止です。

## ○ ポロシャツを着用する場合のきまり

- ・学校指定業者より購入した、学校指定のポロシャツのみ着用を可とします。  
※ 学校指定のポロシャツ … 左胸に校章の入ったもの。色は白・紺。  
レギュラーカラーとボタンダウンの2種類があります。
- ・一番上のボタンは留めなくても良いです。ただし、サイズが大きいなどで、ボタンを開けているとだらしく見えるようであれば、一番上のボタンも留めます。
- ・上着を着る際には、上着の下にポロシャツは着用しません。
- ・ポロシャツの裾はズボン・スカートの中に入れます。

## ○ 学校指定の体育着での生活

- ・6月～10月の間は、学校指定の体育着で生活することができます。
- ・シャツの裾はズボンから出しません。
- ・体育着のシャツや短パンから出る長さのアンダーシャツやタイツを履くことは認めません。
- ・クラブ活動の服装は認めません。
- ・靴下は、標準服の「略装」と同じ基準とします。

## ○ 標準服・体育着等を紛失した際の購入については、以下の取扱業者にご相談ください。

### ※標準服

- ・「学生服専門店 府中ヤスタ」 府中市八幡町 3-6-25 安田ビル2F TEL 361-3612
- ・「学生服専門店 TK田中屋」 府中市栄町 2-11-6 堀田ビル1F TEL 306-7262

### ※体操着

- ・「高橋運動具店 ベースボールたかはし」 府中市宮西町 1-12-1 TEL 362-3711

## ② アンダーシャツ

- ワイシャツの下に白以外のTシャツ等を着用する場合は、派手な色や柄が透けることのないものとします。絵や文字入りのTシャツは着用しません。

③ ベルト

- 黒・茶・紺系統のものを使用します。極端に幅の狭いもの、特殊な材質のもの、必要以上に金具のついたもの等派手なベルトは使用しません。

④ セーター・ベスト・カーディガン

- 校内生活では、学ラン・ブレザーを着用せず、上衣がセーター・ベスト・カーディガンのみで生活してもかまいません。(ポロシャツの上にセーター・ベスト・カーディガンを着用することは認めません。)
- これまで同様、セーター・ベスト・カーディガンのみで登下校することは禁止です。
- これまで同様、卒業式(練習も含む)など儀式的行事で指示があった場合には、セーター・ベスト・カーディガンを着用することは認めません。
- 朝礼では、セーター・ベスト・カーディガンのみで参加することは認めません。
- 色については、黒・紺・グレー・白の無地のものとします。
- 形状については、上着の袖口や裾から出てしまうようなルーズな形、大きなサイズのものとは認めません。  
※ 購入する際は、体の成長を考慮して大きめの物を選ぶこともあろうかと思いますが、大きすぎないものを選んでください。
- 学ラン・ブレザーを着用していなくても、手を袖口で隠すこと、臀部が隠れるような裾の長さは認めません。
- カーディガン着用の場合はボタンを留めずに着用することは禁止です。
- 上着の忘れ物が増えることが予想されます。上着に記名するようにしてください。
- 上記のきまりから逸脱し、その場で改善できない場合は、セーター・ベスト・カーディガンを脱ぐか、学ラン・ブレザーを着用するように指導します。  
※ その場での改善…長すぎる袖を折る など、一度そのようにすれば、自分で元に戻さない限り、きまりに合致する状態が継続できるようにすることと考えてください。  
※ 「裾が長いから折る」はすぐに、勝手に元に戻ってしまうので、その場での改善とは認めません。  
※ 「その場だけ直せばいい」という判断にならないようにしてください。  
原則としては、上記のきまりに合ったものを着用してください。

⑤ 防寒着

- 防寒着として、登下校時に標準服の上に着用するものについては派手でないものとし、フード付きのパーカーやトレーナー、ジャンパー等の着用は禁止です。登校後は自分のロッカーで管理できるものとし、ます。

⑥ 靴下

- 正装と略装で異なるので、よく確認して、着用してください。
- 違反している場合は、職員室で借りて着用し、翌日以降、洗濯して返却します。
- 雨の日は、替えの靴下を持参して、登校で靴下が濡れたら履き替えてもかまいません。素足で上履きや体育館履きを履くことがないようにします。また、濡れた靴下を校舎内で干しません。

## ⑦ 靴

- 通学用の外履きは、体育の授業で使用できる靴を履きます。革靴は禁止します。
- 上履きと体育館履きをしっかりと区別します。上履きは指定された場所に記名をします。授業で体育館に行くときは、体育館履きを持っていき、全校や学年の単位で移動するときは、教室で体育館履きに履きかえてから移動します。  
※ 体育館履きを入れる袋を用意してください。

## ⑧ 体育着・ジャージ登校

- 体育着（半袖シャツ・短パン）の上に学校指定のジャージを着用して登校します。ジャージのズボンは裾まくりをしません。  
※ ジャージを着用するかどうかは、気象状況を考慮して各自で判断してください。

## ⑨ 頭髪など

- 頭髪は清潔で、前髪が目にかからないようにします。また、染色や脱色、特殊な加工やカットをすることなく、『集団生活を送るのにふさわしい状態』であり、『学校行事や校外での活動、進路のための試験や面接』に対応できるような状態であることを心掛けます。
- 髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶の飾りのついていないゴムで結びます。
- 整髪料・香水・マニキュア・口紅・色つきや匂い付きリップ等、化粧品類は使用しません。また、まぶたやまつ毛をいじったり、カラーコンタクトを着用したり、入れ墨を入れたりすること等、学校生活に不必要な行為も禁止です。
- ピアス・ネックレス・指輪などアクセサリー類は身に付けません。
- クシやブラシが必要な場合は、ポケットからはみ出ない程度の小型のものとし、必ず洗面所で使用します。

## ⑩ カバン

- 通学に適するものを用い、アクセサリーを付けたりしません。

## ⑪ その他

- リボン、上履き、体育館履き、靴下は貸し出しが出来ます。忘れた場合は学年の先生に申し出て借り、下校時に返却します。履物は洗って返却します。
- 登下校時に、日よけのための帽子等は可とするが、派手なものは使用しないようにします。
- 制汗剤、汗拭きシートを使用する場合は無香料の物とし、ゴミは持ち帰ります。
- 防寒用の帽子や耳当てはしません。マフラー・ネックウォーマーは可ですが、屋内での着用や頭に着用するなどはしません。また、ひざ掛けも使用しません。

## 5 その他

### ① 所持品

- 所持品には必ず記名します。（教科書、体育着、上履き、体育館履き、傘など）
- 学習や学校生活に関係のないものは持ってきません。（不要物）

○ 不要物は学校で一時預かり、後日、保護者を通して返却します。

○ 学校で集める場合を除き、お金は持ってきません。

※ 必要な理由があり、お金を持って登校した場合は、必ず朝のうちに先生に預けます。

② 落とし物

○ 職員室前の落とし物ロッカーに入れるので、心当たりのある生徒は先生に申し出ます。

③ 他学年・他クラス

○ 特別な用事（委員会活動など）がない限り、他学年のフロアへは行きません。また、他のクラスや関係のない施設・教室には入りません。

④ 2階渡り通路・防火扉

○ 朝礼、学年集会、行事、体育の授業、清掃などを除いては使用しません。

○ 放課後の体育館のクラブ活動については、外履きに履き替えて、体育館の玄関から入ります。

○ 防火扉は、押すと閉まり、閉まったときは職員室で警報が鳴るシステムになっているので、ふざけてぶつかったりすることのないようにします。

⑤ 昇降口

○ 昇降口の左端(職員室側)の扉以外は登下校時を除き施錠しています。授業で外に出る時は勝手に開けず、左端(職員室側)の扉を使用します。

⑥ 弁当が必要な時

○ 給食がない日の行事などで、昼食が必要な場合は家で弁当を準備するか購入してから登校します。登校時に店に入ることは禁止です。また、昼になって校外に出て買ってくることも許可しません。弁当のごみは必ず家に持ち帰ります。果物以外のデザートや、エネルギーチャージ系のゼリーは禁止です。（クラブ活動の対外試合等で、エネルギーチャージ系のゼリーが必要な場合は顧問の許可を得ること。）

○ 水筒の利用

- ・一年を通して、持参して構いません。中身は水やお茶類、スポーツドリンクとし、必ず水筒を利用します。ペットボトルのまま飲むことは認めていません。
- ・授業中でも許可を得ずに飲んでも良いこととします。ただし、授業の妨げになるような飲み方はせず、周りに配慮しながら、飲むようにしましょう。また、あくまで熱中症対策なので、飲みすぎないように注意しましょう。

⑦ 自転車通学

○ 自転車通学は禁止です。

○ 休日のクラブ活動の対外試合などの移動で自転車を使用してよいのは、顧問の指示があった場合のみです。原則は徒歩での移動とします。

(自転車を使用する場合は、自転車保険に加入していなければなりません。また、基本的にはヘルメットを着用するようにしてください。)

⑧ 通学路

- 登下校にあたっては安全面を第一に考えて、車の多い道、ガードレールや歩道のない道、街灯のない暗い道、人通りのない道などは避け、できるだけ安全な道を通るようにします。

※ 私道や私有地には絶対に立ち入りません。

⑨ その他

- 学校生活でケガをしたときは、すぐに先生に報告します。

- エレベーターはケガ等で事前に許可を得た場合に使用することができます。事前の許可がない場合は使用できません。

- 忘れ物を取りに来る等で、最終下校時刻後や休日、長期休業中等に登校したい場合は、必ず学校に電話をして、許可を得ます。登校したら必ず最初に職員室に寄り、登校したことを伝え、教員とともに用事を済ませます。 ※ 安全対策の観点から  
その際、服装は学校で認められた服装で登校します。自転車の使用もしません。

- 他校の運動会や合唱祭等の行事を見に行くことはできません。また、個人的な理由での他校訪問は、市内中学校の約束で禁止となっています。

- 入部していないクラブの対外試合等に応援に行く際には、必ず応援に行くクラブの顧問の了承を得ます。応援に行く時の服装は、その顧問の指示に従います。（原則として、学校生活で認められている服装・持ち物が準用されます。）  
また、応援に行った際には、会場に到着した時と会場を出る時に、顧問に挨拶します。

## 【クラブ活動規則】

### 1 活動の条件

- (1) クラブ活動はあくまでも三中の生徒としての活動なので、学校生活のきまりをしっかりと守るとともに、その他の活動にも真面目に取り組む。
- (2) 各クラブの活動方針や顧問の指示に従って自主的に活動する。

### 2 活動日と活動時間

- (1) 決められた活動日には、学校のその他の活動に支障のない限り、顧問と相談の上、活動してよい。ただし、週2日の休止日を置き、以下の場合には活動しない。
  - (ア) 顧問が不在で、それに代わる教員がいないとき。
  - (イ) 全ての先生方を対象とした出張・会議などで、誰も指導できないとき。
  - (ウ) 校外での活動で引率する教員がいないとき。

※ただし、中体連等の大会において保護者のみの引率を認めている場合はこの限りではない。

- (2) 決められた活動日・活動時間にはできる限り参加する。家庭の用事、通院、その他の理由で欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず事前に顧問に連絡する。また、委員会や学級活動で遅れる友達を待つようなことはしない。
- (3) クラブ長は必ず顧問と連絡をとり、活動時間などを職員室前のホワイトボードに記入し、クラブ活動日誌を持って行く。
- (4) 活動時間は次の通りとする。
  - (ア) 3月～10月 18：15まで（18：30までに学校を出る）  
※平日 2 時間
  - (イ) 11月～2月 17：30まで（17：45までに学校を出る）  
※休日 3時間の活動
  - (ウ) 朝練習 7：30（7：20 から学校が開きます）～ 8：00  
（8：10までに昇降口に入る）

- (5) 定期考査一週間前から定期考査終了までの期間は原則として活動できない(朝練を含む)。ただし、顧問の判断により下記の条件を満たす場合は、学習に支障のない範囲で短時間の活動が可能である。
  - ・公式戦及びそれに準ずる大会や発表会が考査期間直前、または直後の週末に行われる場合のみ活動可。
  - ・事前に承諾書を配布し、保護者からの承諾を得られた場合。（外クラブ活で午後から雨が降り、活動ができなくなることが予想される場合のみ、朝練習を行うことができる。ただし、朝練習を行った際には放課後練習は行わない。）
- (6) 長期休業中の活動については別に定める。（原則として学期中の活動に準ずる）
- (7) 授業、学級活動、委員会活動を最優先する。

- (8) 活動終了後は、速やかに下校し、まっすぐ帰宅する。
- (9) 職員連絡会などの全体の会議がある場合、会議が終わるまで学校で学習をして待機する。  
(待機場所はクラブ活動の顧問が指定する。) 待機中の様子により、活動停止とする場合もある。
- (10) 各クラブの活動は、週に2日(平日1、土日1)の定休日を設ける。
- (11) 3年生は、各クラブで定めた活動期間を終えた(例、運動クラブで最後の大会が終わり引退する等)後は、原則としてクラブ活動に参加できない。ただし、進路決定への準備等でクラブ活動に参加する必要がある場合のみ、学年・顧問の了解のもと、全体に周知したうえで、期間を定めて参加することはできる。本人の自由意思に基づいてクラブ活動に参加できるのは、都立高校第一次募集の合格発表日の翌日からとする。

### 3 昼食について

- (1) 給食のない日の活動で昼食が必要な場合は、家庭より持参する。原則として、登校途中などに購入することは禁止する。
- (2) 食事は顧問から指示された場所でまとまってとる。その際に出たゴミ類はすべて自分たちで持ち帰る。(学校のゴミ箱は使わない。対外試合等でもゴミは各自が持ち帰る。)
- (3) びん・カン・ペットボトル・紙パック類は持ち込み禁止とする。昼食にふさわしい飲物(お茶類)を、水筒を利用して持ってくる。運動クラブで水分補給のためスポーツドリンクを持ってくることは顧問の指示に従うこと。

### 4 対外試合等への参加

- (1) 標準服、体育着、ジャージ、または、クラブで認められているウェアやユニホームを着用する。会場校や相手校に迷惑をかけないように、十分注意する。(運動中のフード付きのウェアは禁止とする)
- (2) 昼食は、「3. 昼食について(1), (2), (3)」の項と同じようにする。また、ゴミは各自が持ち帰ること。
- (3) 公衆道徳を守る。特に、電車やバス等を利用する場合は、私語や態度、荷物などで一般の乗客に迷惑のかからないよう充分気をつける。また、道を歩く場合は2列、自転車に乗っている場合は1列を原則とする。
- (4) 不要物の所持、買い食い、店への立ち入り等は禁止する。
- (5) 交通費については、原則として自己負担とする。
- (6) 校外での活動時に自転車を使用する場合の範囲は市内のみとし、必ず自転車保険に加入していること。また、なるべくヘルメットを着用すること。

## 5 更衣・活動場所

(1) 更衣室の利用について ※顧問の指示に従う。

体育館使用のクラブ……体育館中地下階の更衣室等を使用する。

校庭使用のクラブ……グラウンド用更衣室等を使用する。

(2) かばん等の荷物は必ず活動場所に持って行って管理する。クラブ活動終了後に教室へは戻らない。また、体育館のクラブ活動については、荷物を持って体育館の玄関から入る。渡り通路は使用しない。

(3) お金や貴重品を持ってきた場合は、更衣室に置かず、必ず顧問に預ける。

(4) 更衣室やその他の施設の鍵は、顧問または職員室にいる先生に鍵を開けてもらうこと。原則として鍵の取り扱いは先生が行う。

(5) 更衣室、倉庫、活動場所の清掃・整頓は、使用するクラブで分担し、いつもきれいにしておく。

(6) 活動終了後は、活動場所や更衣室、倉庫の戸締まり、施錠、消灯を確認する。

(7) 靴下の履き替えについては、顧問の指示に従う。

**(8) 活動後は必ず学校で認められた服装に着替えて下校すること。**

(9) 会議などで顧問の先生方が活動を見られない場合、校舎の指定の場所で、学習や読書をして待機とする。

※ 待機の場所はクラブによって指定されます。

※ 待機状況によっては活動停止になる場合もあります。

## 6 入・退会の手続き

(1) 入会について…保護者が署名した「入会願い」を**クラブ活動の時間に、顧問に提出する。**  
顧問から入会許可書が生徒に渡され、顧問が入会を許可した時点で正式入会とする。

※ 途中入会を希望する者についても同じ手続きをしなければならないが、その際には、「入会願い」を提出する前に、必ず顧問及び担任と入会希望についての相談をして同意を得ること。

**※ 1・2年生で、次年度も同じクラブで活動を希望する生徒は、3月中に配布される「継続届」に必要事項を記入のうえ、年度内に顧問に提出する。**

(2) 退会について…顧問及び担任と退会希望についての相談をして同意を得てから手続きをしなければならない。保護者が署名した「退会願い」を担任に提出する。さらに担任が署名した「退会願い」の返却を受け、顧問に提出し、許可された時点で正式退会とする。

(3) 新入生の入会については、一定の仮入会期間を設ける。2、3年生の入会についても同様の手続きをとることができる。

## 7 再登校・待機について

- (1) クラブ活動で再登校をする場合は、学校で認められた服装で再登校する。
- (2) 再登校の際や職員連絡会の際、各指定場所で待機するときには、顧問の教員の指示により活動を開始する。
- (3) 校外での全体研修の場合には、原則として活動禁止とする。

※公式戦等が同週にある場合は、必要に応じて活動することがある。

## 8 その他

- (1) 校外での活動や対外試合を除き、学校でのクラブ活動のための自転車登校は許可しない。  
また、自転車を利用する場合は、会場校の指定された場所に停め、駐車禁止区域やマンションの駐輪場などに無断で自転車を置いたりしない。
- (2) クラブが主催の合宿は認めない。ただし、保護者の主催の場合はその限りではない。

※事前に管理職へ相談

- (3) 入部していないクラブの対外試合等に応援に行く際には、必ず応援に行くクラブの顧問の了承を得ること。応援に行く時の服装は、その顧問の指示に従うこと。（原則として、学校生活で認められている服装・持ち物が準用される。）また、応援に行った際には、会場に到着した時と会場を出る時に、顧問に挨拶すること。
- (4) 具合が悪く保健室で休養した生徒は、放課後のクラブ活動には参加させず、帰宅し療養させる。